

高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における交通手段等を確保するため、高岡市市民協働型地域交通システムの本格運行を行う団体等に対する高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民協働型地域交通システム 骨格的公共交通と接続する支線の役割を担う路線を地域住民が主体となって運営する形態をいう。
- (2) 地域公共交通会議等 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第9条の2の規定に基づき設置された地域公共交通会議、省令第4条第2項に規定する協議会又は省令第51条の7に規定する運営協議会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会その他の公共的団体が実施主体となつて行うものであつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自らの構成員及び当該地域住民の生活交通手段の確保等を目的としていること。
- (2) 自立した運行を継続するための事業計画及び収支計画を策定していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送を実施するもの

イ 道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもの

- (4) 市長が必要と認める調査等を実施していること。
- (5) 高岡市市民協働型地域交通システム実証運行支援事業補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合を除く。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 北陸信越運輸局が発行する事業の許可証の写し又は北陸信越運輸局富山運輸支局が発行する自家用有償旅客運送者登録証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付を決定したときは、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(状況報告)

第7条 市長は、前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要に応じて事業の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は前項の申請を承認したときは、補助事業者を高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）を交付して通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容の審査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付請求書（様式第7

号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の実施上、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、補助金の概算払をすることができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがある時は速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定により、請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書又は補助金実績報告書に虚偽の記載をしたとき。

2 補助対象者が第11条第2項の規定による概算払を受けている場合において、その金額が第10条の規定により確定した額を超えることとなったときは、補助対象事業者は、その超える金額を返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定

は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

- 4 高岡市地域バス事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 5 前項の規定の施行の際、現に前項の規定による廃止前の高岡市地域バス事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者にかかる規定については、なおその効力を有する。
- 6 この要綱の施行の日の前日までに、附則第 4 項の規定による廃止前の高岡市地域バス事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者については、施行日が属する年度に限り、この要綱の対象としない。
- 7 高岡市地域タクシー事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 8 前項の規定の施行の際、現に前項の規定による廃止前の高岡市地域タクシー事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者にかかる規定については、なおその効力を有する。
- 9 この要綱の施行の日の前日までに、附則第 7 項の規定による廃止前の高岡市地域タクシー事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者については、施行日が属する年度に限り、この要綱の対象としない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業の区分	第3条(3)ア 道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客運送事業	第3条(3)イ 道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもののうち、事業者協力型自家用有償旅客運送	第3条(3)イ 道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を実施するもののうち、自家用有償旅客運送
補助対象経費※	当該年度の運行に係る経費 (1) 運行委託費 (2) 運行管理委託費 (3) システム保守費 (4) 修繕費 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) その他市長が必要と認めるもの	当該年度の運行に係る経費 (1) 運行に関する報酬費 (2) 運行管理・車両整備管理委託費 (3) ドライバー講習費 (4) 保険料 (5) システム保守費 (6) 修繕費 (7) 消耗品費 (8) 印刷製本費 (9) その他市長が必要と認めるもの	当該年度の運行に係る経費 (1) 運行に関する人件費 (2) 燃料費 (3) 車両維持費 (4) ドライバー講習費 (5) 保険料 (6) システム保守費 (7) 修繕費 (8) 消耗品費 (9) 印刷製本費 (10) その他市長が必要と認めるもの
補助率	1／3	1／2	4／5
補助限度額	次に掲げる額のうち、最も少ない額を単年度あたりの限度額とする。 この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		
	(1) 補助対象経費に1／3を乗じて得た額 (2) 補助対象経費から運賃収入及び国・県等からの補助金収入を減じた額 (3) 1,000,000円	(1) 補助対象経費に1／2を乗じて得た額 (2) 補助対象経費から運賃収入及び国・県等からの補助金収入を減じた額 (3) 2,000,000円	(1) 補助対象経費に4／5を乗じて得た額 (2) 補助対象経費から運賃収入及び国・県等からの補助金収入を減じた額 (3) 3,000,000円

※高岡市市民協働型地域交通システムM a a S協議会への負担金については、補助対象経費から除く。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付申請書

年度において、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金の交付を受けたいので、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 北陸信越運輸局が発行する事業の許可証又は北陸信越運輸局富山運輸支局が発行する自家用有償旅客運送者登録証
- (4) その他市長が必要と認める書類

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業計画書

1 名称

2 事業主体

3 運行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 対象者（旅客の範囲）

5 運行事業者（運行委託先）

6 運行ルート（又は運行区域）・ダイヤ等

7 利用料金（運賃等）

8 利用方法

9 乗車人員目標

（※「1日あたり〇人」等、具体的な数値を記載する。）

〇〇〇〇年度 収支予算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

事業名称

収入の部

(単位:円)

科目		予算額	備考※内訳を記載してください
収入の内訳	補助申請額		
	事業参加者負担金(運賃等)		
	事業への寄付・協賛金等		
	団体の自己資金		
	その他の収入		
収入合計(A)			※総事業費(B+C)と同額

※「補助申請額」欄は、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額としてください。

支出の部

(単位:円)

科目		予算額	備考※内訳を記載してください
支出の内訳(補助対象経費)			
支出合計(補助対象経費)(B)			
補助対象外経費(C)			
総事業費(B+C)			※収入合計(A)と同額

第 号
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金については、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

補助金の交付決定額 金 円

※補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、目的に従って効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- (3) 補助金の交付要件に違反していると市長が認めたときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更（中止・廃止）したいので、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 変更の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の予定年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金変更
（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金に係る補助対象事業の変更（中止・廃止）については、これを適当と認めたので、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

（なお、要返納額については、 年 月 日までに返還することを命じます。）

記

1 補助金の交付決定額	金	円
2 補助金の既支払額	金	円
3 補助金の追加交付額又は 要返納額	金	円

※補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、目的に従って効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 補助金の交付要件に違反していると市長が認めたときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金について、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業開始日 年 月 日

事業終了日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の既受領額 金 円

4 実績に基づく補助金算定額 金 円

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業報告書

1 名称

2 運行期間 年 月 日～ 年 月 日

3 利用実績 運行日数 _____

運行便数 _____

利用者数 _____

月別利用実績

	月	月	月	合計
運行日数				
運行便数				
利用者数				

4 会議等

〇〇〇〇年度 収支決算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

事業名称 _____

収入の部 (単位:円)

科目		決算額	備考※内訳を記載してください
収入の内訳	補助申請額		
	国・県等からの補助金		
	事業参加者負担金(運賃等)		
	事業への寄付・協賛金等		
	団体の自己資金		
	その他の収入		
収入合計(A)			

※「補助申請額」欄は、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額としてください。

支出の部 (単位:円)

科目		決算額	備考※内訳を記載してください
支出の内訳(補助対象経費)			
支出合計(補助対象経費)(B)			
補助対象外経費(C)			
総事業費(B+C)			

収入合計(A) - 総事業費(B+C) = 次年度繰越金(円)

第 号
年 月 日

様

高岡市長

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け高岡市指令総交第 号により交付の決定の通知があった 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金については、年 月 日付け 年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金実績報告書に基づき審査した結果、下記のとおり補助額を確定したので、高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

（なお、要返納額については、年 月 日までに返還することを命じます。）

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の交付決定額	金	円
3	補助金の既支払額	金	円
4	補助金の追加交付額又は 要返納額	金	円

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金交付請求書

金 円

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金として、
上記のとおり請求します。

◇振込先

金融機関名

口座種類

口座番号

口座名義人

年 月 日

高岡市長 あて

住 所（所在地）

補助事業者（名称及び代表者氏名）

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金概算払請求書

金 円

年度高岡市市民協働型地域交通システム本格運行支援事業補助金として、
上記のとおり請求します。

◇振込先

金融機関名

口座種類

口座番号

口座名義人